

議案第 1 2 号

和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市学童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例

和光市学童クラブ設置及び管理条例（平成 1 6 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																																													
<p>(名称及び位置) 第 2 条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さざんか学童クラブ</td> <td style="text-align: center;">和光市新倉一丁目 5 番 2 7 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第 8 条関係) 放課後児童健全育成事業の利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">世帯階層区分</th> <th style="width: 70%;">内容</th> <th style="width: 20%;">利用料の額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 階層</td> <td>生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)による被保護世帯及び当該年度分(4 月から 8 月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税が非課税の世帯</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 2 階層</td> <td>当該年度</td> <td style="text-align: center;">5, 0 0 0 円未満 1, 9 2 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 3 階層</td> <td>分の</td> <td style="text-align: center;">5, 0 0 0 円以上 3, 8 4 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 4 階層</td> <td>市町村</td> <td style="text-align: center;">4 8, 6 0 0 円未満 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 5 階層</td> <td>村民税</td> <td style="text-align: center;">4 8, 6 0 0 円以上 5, 7 6 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 6 階層</td> <td>の区</td> <td style="text-align: center;">9 7, 0 0 0 円未満 7, 6 8 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 7 階層</td> <td>分に</td> <td style="text-align: center;">1 6 9, 0 0 0 円未 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 8 階層</td> <td>該当</td> <td style="text-align: center;">1 6 9, 0 0 0 円以 上 9, 7 0 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		さざんか学童クラブ	和光市新倉一丁目 5 番 2 7 号	(略)		世帯階層区分	内容	利用料の額 (月額)	第 1 階層	生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)による被保護世帯及び当該年度分(4 月から 8 月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税が非課税の世帯	0 円	第 2 階層	当該年度	5, 0 0 0 円未満 1, 9 2 0 円	第 3 階層	分の	5, 0 0 0 円以上 3, 8 4 0 円	第 4 階層	市町村	4 8, 6 0 0 円未満 0 円	第 5 階層	村民税	4 8, 6 0 0 円以上 5, 7 6 0 円	第 6 階層	の区	9 7, 0 0 0 円未満 7, 6 8 0 円	第 7 階層	分に	1 6 9, 0 0 0 円未 0 円	第 8 階層	該当	1 6 9, 0 0 0 円以 上 9, 7 0 0 円	<p>(名称及び位置) 第 2 条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">さざんか学童クラブ</td> <td style="text-align: center;">和光市新倉一丁目 5 番地内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>別表 (第 8 条関係) 放課後児童健全育成事業の利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">世帯階層区分</th> <th style="width: 70%;">内容</th> <th style="width: 20%;">利用料の額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 階層</td> <td>生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)による被保護世帯及び前年度分の市町村民税が非課税の世帯</td> <td style="text-align: center;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 2 階層</td> <td>第 1 階層を除き、前年度分の市町村民税の所得割課税額が 5, 0 0 0 円未満の世帯</td> <td style="text-align: center;">1, 9 2 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 3 階層</td> <td>所得税が非課税の世帯</td> <td style="text-align: center;">前年度分の市町村民税の所得割課税額が 5, 0 0 0 円以上の世帯 3, 8 4 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 4 階層</td> <td>第 1 階層を除き、前年度分の所得税の課税額が 9 0, 0 0 0 円未満の世帯</td> <td style="text-align: center;">5, 7 6 0 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 5 階層</td> <td>所得税の課税額が 9 0, 0 0 0 円以上 1 5 0, 0 0 0 円</td> <td style="text-align: center;">7, 6 8 0 円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		さざんか学童クラブ	和光市新倉一丁目 5 番地内	(略)		世帯階層区分	内容	利用料の額 (月額)	第 1 階層	生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)による被保護世帯及び前年度分の市町村民税が非課税の世帯	0 円	第 2 階層	第 1 階層を除き、前年度分の市町村民税の所得割課税額が 5, 0 0 0 円未満の世帯	1, 9 2 0 円	第 3 階層	所得税が非課税の世帯	前年度分の市町村民税の所得割課税額が 5, 0 0 0 円以上の世帯 3, 8 4 0 円	第 4 階層	第 1 階層を除き、前年度分の所得税の課税額が 9 0, 0 0 0 円未満の世帯	5, 7 6 0 円	第 5 階層	所得税の課税額が 9 0, 0 0 0 円以上 1 5 0, 0 0 0 円	7, 6 8 0 円
名称	位置																																																													
(略)																																																														
さざんか学童クラブ	和光市新倉一丁目 5 番 2 7 号																																																													
(略)																																																														
世帯階層区分	内容	利用料の額 (月額)																																																												
第 1 階層	生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)による被保護世帯及び当該年度分(4 月から 8 月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税が非課税の世帯	0 円																																																												
第 2 階層	当該年度	5, 0 0 0 円未満 1, 9 2 0 円																																																												
第 3 階層	分の	5, 0 0 0 円以上 3, 8 4 0 円																																																												
第 4 階層	市町村	4 8, 6 0 0 円未満 0 円																																																												
第 5 階層	村民税	4 8, 6 0 0 円以上 5, 7 6 0 円																																																												
第 6 階層	の区	9 7, 0 0 0 円未満 7, 6 8 0 円																																																												
第 7 階層	分に	1 6 9, 0 0 0 円未 0 円																																																												
第 8 階層	該当	1 6 9, 0 0 0 円以 上 9, 7 0 0 円																																																												
名称	位置																																																													
(略)																																																														
さざんか学童クラブ	和光市新倉一丁目 5 番地内																																																													
(略)																																																														
世帯階層区分	内容	利用料の額 (月額)																																																												
第 1 階層	生活保護法(昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号)による被保護世帯及び前年度分の市町村民税が非課税の世帯	0 円																																																												
第 2 階層	第 1 階層を除き、前年度分の市町村民税の所得割課税額が 5, 0 0 0 円未満の世帯	1, 9 2 0 円																																																												
第 3 階層	所得税が非課税の世帯	前年度分の市町村民税の所得割課税額が 5, 0 0 0 円以上の世帯 3, 8 4 0 円																																																												
第 4 階層	第 1 階層を除き、前年度分の所得税の課税額が 9 0, 0 0 0 円未満の世帯	5, 7 6 0 円																																																												
第 5 階層	所得税の課税額が 9 0, 0 0 0 円以上 1 5 0, 0 0 0 円	7, 6 8 0 円																																																												

	する世帯		第6階層	されている世帯	所得税の課税額が150,000円以上の世帯	9,700円
備考 この表における「所得割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、所得割額の計算に当たっては、同法第314条の7から第314条の9まで並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しない。						

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の和光市学童クラブ設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、施行日以後に行われる放課後児童健全育成事業について適用し、同日前に行われた放課後児童健全育成事業については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例別表の規定は、施行日の前日においてこの条例による改正前の和光市学童クラブ設置及び管理条例別表（以下この項において「旧別表」という。）の規定の適用を受けていた者で、施行日以後に新条例別表の規定により決定される利用料の額が当該決定時点において旧別表の規定により決定される場合の利用料の額を超えるものにあつては、施行日から令和6年3月31日までの間に行われる放課後児童健全育成事業については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

令和5年2月17日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業利用料の算定方法を改正したいため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。